

そ の 他



## 議案第6号

### 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町北五丁目203番ほか 4筆	1,602.79平方メートル

#### 2 相手方

鳥 取 市

#### 3 貸付期間

令和8年9月29日から令和13年9月28日まで

#### 4 理 由

教育センターへの進入路について、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

## 議案第7号

### 財産を無償で譲渡すること（米子市道用地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市西福原四丁目784番1	1.11平方メートル

#### 2 相手方

米子市

#### 3 理 由

米子警察署待機宿舎敷地の一部について、現在は市道の用に供されていることから、今後も市道の用に供するため、米子市に無償で譲渡しようとするものである。

## 議案第 8 号

### 財産の取得（可搬型エアシェルタ及び付帯設備）について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	品 名	数 量
動 産	可搬型エアシェルタ及び付帯設備	一式

#### 2 相手方

東京都港区芝五丁目 33 番 11 号

再処理機器株式会社 代表取締役社長 友 光 秀 一

#### 3 取得予定価格

81,488,000 円

#### 4 取得の目的

原子力防災活動の用に供するため、可搬型エアシェルタ及び付帯設備を整備するものである。

## 議案第 9 号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する死亡事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

#### 2 和解の要旨

県は、損害賠償金 26,000,000 円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和 7 年 3 月 25 日

##### (2) 事故発生場所

鳥取県立総合療育センター

##### (3) 事故の状況

鳥取県立総合療育センターに入所中であった和解の相手方甲及び乙の子を、同施設内で入浴後にストレッチャーからストレッチャーへ移乗させる際、誤って転落させる

事故が発生した。その後当該児童は施設内で療養していたが、翌日、心肺停止状態となり搬送先の病院で死亡が確認されたものである。

## 議案第 10 号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する施設の管理業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

鳥取市 企業

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を 10 割とし、県は、損害賠償金 41,233 円を支払うものとする  
こと。

#### 3 事件の概要

##### (1) 事件の発生年月日

令和 8 年 4 月 9 日

##### (2) 事件の発生場所

鳥取市橋本地内

##### (3) 事件の状況

鳥取県農業試験場所属の職員が、農業試験場敷地内において除草作業中、草刈機に

より跳ね上げられた土塊が、一般県道国安桂木線を走行中の和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

## 議案第 1 1 号

### 公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）について

次のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 9 条第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定することについて、同条第 4 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公共施設等の名称 鳥取県営鳥取空港
- 2 立 地 鳥取市賀露町及び湖山町
- 3 規模及び配置 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 4 0 条に基づき告示された鳥取空港の範囲及び周辺
- 4 運 営 権 者 鳥取市湖山町西四丁目 1 1 0 番地 5  
株式会社鳥取エアポート  
代表取締役 岡 田 信一郎
- 5 運営権に係る内容 (1) 空港運営等事業  
(2) 空港航空保安施設運営等事業  
(3) 環境対策事業  
(4) その他附帯事業
- 6 運営権の存続期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 2 9 年 3 月 3 1 日まで（事業期間の

延長があった場合は、当該延長後の事業期間の終了日までとする。ただし、当該延長後の事業期間の終了日は、公共施設等運営権の設定の日の35年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない。）

7 理 由 鳥取県営鳥取空港の運営を効果的かつ効率的に行うため、株式会社鳥取エアポートに運営権を設定しようとするものである。

## 議案第12号

### 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約（案）

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県告示第226号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表（第1条関係）

倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、  
琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、  
日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広  
域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江  
府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取  
中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢  
者医療広域連合

別表（第1条関係）

倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、  
琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、  
日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広  
域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江  
府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病  
院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊  
屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日  
から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 議案第13号

### 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥

### 取県立美術館）についての議決の一部変更について

次のとおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
1 事業契約の締結 (4) 契約金額	15,427,676,241円		1 事業契約の締結 (4) 契約金額	15,380,663,493円	

## 議案第14号

### 予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する次の規約を定める協議を倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町とそれぞれすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

〇〇市（町、村）と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町、村）（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び

運営事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）に定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町、村）長（以下「市（町、村）長」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、甲の委託事務及び甲以外の市町村が委託する第1条に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町、村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第6条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町、村）長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された

場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町、村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第 8 条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 8 年 7 月 2 日から施行する。





この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,140円です。